

平成19年6月11日（月）

○議長（中上良隆君） 順番3、1番 岡弘悟君。

〔1番（岡 弘悟君）登壇〕

○1番（岡 弘悟君） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

少し前ですけれども、とある新聞にも取りざたされていましたが、保育料滞納問題。橋本市の保育料滞納問題について幾点かお聞きします。

①番、現在の滞納額について。これは過去の分も含めてです。

②番、現在、行われている徴収方法について。その徴収方法、その徴収の中で問題点と改善手段は何か、それをお聞きします。

③番、なぜこのような問題が起こっているのか、調査は行われているのかをお聞きします。

④番、市は本当に払えない人、払えるが払わない人をどうやって把握しているのか。調査であるとするれば、どのような調査でどこまで把握できるのかお聞きしたいと思います。そして、その中で、本当に払えない人、払えるが払わない人を同じ扱いにしているのか。例えば徴収方法、集金方法などで同じ扱いにしているのかをお聞きします。

⑤番、これからも起こり得ると考えられる滞納問題。今後の対応について、市のお考えをお聞きします。

よろしくをお願いします。

○議長（中上良隆君） 1番 岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君） 保育料の過去の滞納額の状況ですが、平成16年度から平成

18年度までの各年度の金額を申し上げますと、平成16年度の現年度分で262万1,300円、平成17年度現年度分で707万5,040円、平成18年度現年度分で608万4,660円となっています。

次に、現在の保育料の徴収方法は主に口座振替と納付書で納める二つの方法がありますが、ほかにこども課もしくは保育園で保育料を徴収する場合もございます。

未納となった事情を保護者から聞きますと、短期未納者の場合、納付期日をうっかり忘れていた理由が多く、長期未納者の場合は、さまざまな家庭の事情がありまして、年間を通じて安定した仕事に就職できなかったり、病気や離婚、住宅ローンの返済といった理由があるように、訪宅徴収などを行った際に聞いています。また、給与所得者の場合、給料支給日前に納付期日となっているので、ついつい預金口座が残高不足になってしまうというお話を数件聞いています。

全国的に保育料の滞納について問題になっていますが、保育サービスの公平性から、今後、滞納額を増やさないためには徴収に力を注ぐ必要があると認識しています。支払い能力のある未納者に対しましては、夜間及び休日の訪宅徴収を強化し、支払い能力の低い未納者に対しては、納付計画を立てていただき、分納をしていただくなど、滞納額の減少に努力いたします。その他の取り組みとしましては、新規未納者については、早期に電話や文書で督促する。また、保護者と身近な立場にあります保育園の職員の協力を得て、保育料の納入啓発を行うなど、納付指導を行います。

あわせて、保育料の納付期日は、毎月18日となっていますが、未納につながらない納付期日に変更するなど検討したいと考えていま

す。

現在待機児童はありませんが、希望する保育園には定員がいっぱいのため入園できないでお待ちの方もいらっしゃいます。働くお母さん、働きたいというお母さんが増えてきたためか、保育が必要という家庭が増加傾向にあります。保育ニーズが高まる中、適正な保育園運営を図るためにも、市としましては、現状の保育サービスを維持するためには、滞納を減らし、市の財政に与える影響を最小限に食いとめる必要があることを、保護者の皆さまにご理解いただくよう取り組むとともに、根気よく滞納額を減らす努力をしてまいりたいと考えます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君、再質問はありますか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）今、ご答弁いただいたんですけれども、①番の現在の滞納額についてなんですけれども、平成16年度以前はどこまで把握されているんですかお聞かせください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）平成16年度につきましては、合併前でございますので、旧市、現年分が228万1,800円、旧町が33万9,500円、あわせて262万1,300円でございます。15年度につきましては、現年分は284万500円でございます。過年度分が15年346万2,044円、14年度につきましては、現年分146万3,000円、過年度につきましては238万2,850円でございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）今、市のほうで把握されている最も古い資料というのは、平成何年の分から現在残っているんですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）一番古い滞納

ですけれども、平成2年度、1件、1カ月で1万9,350円がございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）それでは、平成2年以前は、すべて徴収されているということでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）以前の分につきましては、不納欠損で一度整理した経緯がございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）それは滞納されている方から、直接徴収はできていないということですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）不納欠損処分したのにつきましては、徴収できていない部分でございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）少しお聞きして思うことなんですけれども、きちんと支払われている方、もちろんいろんな理由で本当に払えない方もいらっしゃると思うんですけれども、本当に払われている方からの面からしたら、余裕があつて払える方もいらっしゃれば、いや、余裕はないけれども、誠実に払っていただいている方がいるという中で、それを最終的には欠損で上げてしまつて、払っているようにしてしまつているというのは少し問題があると思うんですけれども、どうお考えですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）不納欠損につきましては、それぞれの年度で決算審査をいただきまして、好ましいことではありませんけれども、やむを得ない措置としまして、不納欠損の措置をいたしたものでございます。ご理解をお願いします。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）では、現在、まだ徴収できるという範囲のものについては、どのような方法で徴収に努力されているかお聞きしたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まず、現年の一番もらいやすいと思われる新規未納者に対しましては、未納となった月分の納付書を毎月、各保育園長から直接保護者に手渡しをしております。それでも納付しない保護者には、電話、文書で納付督促をいたしております。これらの取り組みについて、新規未納者を増やさないように努力しております。

続いて長期未納者に対してでございますけれども、支払い能力のある未納者に対しては、8月、12月、3月、3回納付相談を目的としまして呼び出しを行っております。これに応じなかった人には、今年5月、こども課職員が夜間及び休日に訪宅徴収を実施しております。在宅であった人には、未納分の納付書を手渡し、納付指導を行っておりますけれども、留守であった場合につきましては、面談したい旨、呼び出しのメモを残しております。特に43カ月の高額滞納者がおりますけれども、これにつきましては、毎月訪宅徴収を確約させております。また、支払い能力の低い未納者に対しては、8月、12月、今年3月の3回、呼び出しを行い、応じた者には、納付計画をまず立てていただきまして、分納を約束させております。

また、徴収業務につきましては、手薄であったことは否めません。深く反省しているところでございますけれども、本年4月から滞納整理に強力に取り組んでおりまして、5月の出納閉鎖期までには66件、233万4,800円を回収しているような状況です。引き続き努力していきたいと思っております。よろしくお

願ひします。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）今、お話を聞かせていただきまして、さまざまな努力をされているのはわかるんですけども、その中で先ほどの質問の中にもあったんですけども、本当に払えない人と、払える人、そういった方の事情を聞きに行っているとは思いますが、本当にそれが把握できて呼び出されているんですか。もし、その方が本当に払えない方であるのであれば、そのような対応は少し問題があるとは思いますが、その辺の把握はされているんですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）保育料というのがそれぞれの世帯ごとにその世帯の収入によってそれぞれ違います。その時点で概ねその収入の状態については把握できると考えております。それで滞納がある場合については、それぞれの家庭に伺って納付相談をするわけですが、一応面談調査を通じて、概ね世帯の状況については、把握できるのではないかと考えております。

また、訪宅徴収だけではなく、各市におきましては、過日も新聞報道がありましたけれども、山形市ですとか、高知市につきましては、保育料長期滞納者につきましては、子どもの園への登園を遠慮していただくとか、誓約書を書くというような規則や要綱づくりをやっておるといような報道がありました。これに対して厚生労働省は児童福祉法の違反で、好ましくないということで注意をされたという報道もありましたけれども、本市につきましては、市税並みの徴収体制をとれないか検討したこともございます。

しかし、あくまでも子どもさん、保育に欠けるお子さんを預かる施設でありますから、今までは訪宅で納付について協力をしていた

だく、そういうふうな形で進んできました。国の指導も最終的には差し押さえ等もできるようですけれども、これには法的な措置には時間がかかりますので、すぐ効果が出るというものでもございません。

今、できる体制としまして、4月から強力に取り組んでおりますのは、再三やはり面談をして、実態を聞きながら納付計画を立てていただいて、きちんと支払ってもらい、そういうやり方でしばらく当面は続けていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）さまざまいろいろお話を聞きましたけど、先ほど収入によって保育料が決まるというお話がありましたけれども、約7段階の保育料を設けておられると思うんですけれども、その収入というのは、昨年の収入によって決まっているはずなんです。だから、その収入によってこの方は払えるだろう、払えないだろうという判断の大きな要因にされるのであれば、それは少し違うとは思うんですけれども、面談によって、それをカバーされているというご意見なので、それはカバーできるのかなとは思うんですけれども、ただ、本当に昨年の収入によって、この方は払えるだろうという姿勢で最初から取り組んでおられるのであれば、少し問題があるとは思うんですけれども、その辺はどうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）おっしゃるとおり、昨年の税額が確定すれば、そこで保育料は正式に決定していくわけです。その後、収入の状況に変化があった場合について把握できているのかというご質問だと思うんですけれども、これにつきましては、できる範囲で現在の収入の状態を明らかにできるような

書類、書類というよりほぼ口頭ですけれども、お聞きしております。資料があれば、なおかつ一番いいんですけれども、プライバシーの問題もありますので、聞き取り調査を行っております。

それで、毎月、毎月、納付できる金額について、分納誓約等をしてもらうんですけども、その分納誓約に基づいてきちんと支払っていただければ、それはそれでいいんですけれども、なおかつ滞る場合については、再度内容についてお聞きし、納付指導を行っている、そういうやり方をとっておりますので、ちょっとそれ以上のやり方につきましては、現在のところないのかなと思っております。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

最後のほうで、これから保育園の職員の方とも協力して、減らす努力を行っていかれると。最後に僕が質問させていただきました今後の課題について答弁をいただいたんですけども、協力してどのような努力で今後、この課題を進めていくのか、最後にお聞かせください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）答弁でお答えさせていただきましたとおり、まず保育所につきましては、保護者の方が朝夕、送り迎えにまいります。そこで園の職員と接触する機会がございます。そこで、各園長、あるいは職員の方に、保護者に対して滞納している保育料があれば、それについて、納付書等、催告書等、まず手渡しで行わさせていただきます。

それと、面談につきましても、こども課の職員が直接がお宅へ訪問する場合がありますし、各園で少し送り迎えの時間がとれる場合につきましては、各園で園長も踏まえてご相談をさせていただく、そういう形をとってお

ります。なおかつ納付されない場合については、4月から取り組んでおりますように、こども課内で職員のチームを組んで、夜間の訪宅あるいは、休日の訪宅を行っております。粘り強く地道にとにかく取り組んでいきたいと、そう思っております。

4月から5月末まで、年度末に取り組みました訪宅徴収でもかなりの成果がでておりますので、やっぱり地道に足を運ぶことを、今までちょっと怠っていたのかなと思っております。反省の上に立って努力をしていきたい、そう思っております。

○議長(中上良隆君) これをもって、1番 岡君の一般質問は終わりました。